

⑦激突され

休止中のクローラクレーンを使用中、ジブ保持用ワイヤーが切斷、ジブの下敷きに

発生状況



休止中のクローラクレーンを使用し、足場材を運搬しようとしたところ、ジブ保持用ワイヤーが切断し、ジブおよび吊り荷が落下、下敷きになった

原因

- ✓ ジブ保持用ワイヤーが磨耗していた（クレーンの再開検査がなされていなかった）
- ✓ 他のクレーンが故障中のため、休止中のクローラクレーンを使用した
- ✓ 休止中のクレーンに対する管理の不徹底（使用禁止表示もなし）



防止対策

- ✓ 休止中のクレーンは使わない
- ✓ クレーンを扱う者に対する教育を徹底する
- ✓ 休止中のクレーンの管理徹底（使用禁止の表示）



休止中のクレーンは使用厳禁！

発生年月日
2007.09.18

発生場所

構内

作業名・作業内容

足場資材
運搬作業

死傷者名

頭部、胸部、
多発外傷

職種

塗装職

社／協

社員

年齢

63才

経験年数

13年（勤続）



労働安全衛生法による技能講習修了証明書



クレーン作業に
関して、無資格者
による災害が多
発しています！

作業指揮者を選任しなければならない業務

- ①一の荷で100Kg以上の物を構内運搬車や貨物自動車に積みおろしする作業
- ②車両系荷役運搬機械等を用いた作業を行う時は、作業指揮者を定め、作業計画に基づき作業指揮を行う。
- ③高車を用いて行う作業について作業の計画を定め、これに基づき行う作業
- ④高車の修理又は作業床の設置若しくは取外しの作業
- ⑤移動式クレーンを用いて行う作業